

選挙管理委員会議案

(30年第2回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成30年6月1日 午前9時

上三川町役場3階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第1号 選挙人名簿の登録について

議案第2号 選挙人名簿の抹消について

議案第3号 選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

議案第4号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第5号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第6号 在外選挙人名簿の登録について

議案第7号 在外選挙人名簿の抹消について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成 30 年 6 月 1 日選挙人名簿に登録する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H30. 3. 1)			今回登録者数(H30. 6. 1)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,204	1,232	2,436	1,202	1,226	2,428	△2	△6	△8
第2投票区	1,910	1,894	3,804	1,918	1,900	3,818	8	6	14
第3投票区	730	720	1,450	728	714	1,442	△2	△6	△8
第4投票区	948	981	1,929	948	978	1,926	0	△3	△3
第5投票区	2,151	1,772	3,923	2,152	1,771	3,923	1	△1	0
第6投票区	1,421	1,399	2,820	1,422	1,404	2,826	1	5	6
第7投票区	1,406	1,418	2,824	1,397	1,411	2,808	△9	△7	△16
第8投票区	1,767	1,717	3,484	1,780	1,721	3,501	13	4	17
第9投票区	1,450	1,418	2,868	1,464	1,420	2,884	14	2	16
合 計	12,987	12,551	25,538	13,011	12,545	25,556	24	△6	18

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第 3 号

選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

平成 30 年 6 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

平成 30 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

512 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4,260 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8,519 人

議案第 4 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第28条の2第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第28条の3第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2	政治や選挙などに関する 全国世論調査のため	平成29年12月11日	第3投票区から6名

議案第 5 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 4 第 7 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧
 (公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の3第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

議案第6号

在外選挙人名簿の登録について

次の者を平成30年6月1日在外選挙人名簿に登録するものとする。

平成30年6月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の 名 称	氏 名	生年月日	性別	備考
[Redacted]					

議案第7号

在外選挙人名簿の抹消について

次の者は死亡又は国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過するに至ったことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成30年6月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	經由領事官の 名 称	氏 名	生年月日	性別	備考
[Redacted Content]					